解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月十五日

北海道登別市中央町六丁目一一番地

登別市土地開発公社

清算人　松橋　學

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月十五日

北海道室蘭市幸町一番二号

室蘭市土地開発公社

清算人　寺島　孝征

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月十五日

山形県酒田市本町二丁目二番四五号

酒田市土地開発公社

代表清算人　丸山　至

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月一日開催の責任役員会で決議をし、徳光教の代表役員の承認及び山梨県知事の認証を受けて、平成二十六年三月十七日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月十五日

山梨県甲府市丸の内三丁目九番二号

徳光教甲府教場

清算人　大木　勝志

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月三十一日向日市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月十五日

大阪市中央区本町四丁目一番一三号株式会社竹中土木内

向日市阪急洛西口駅東土地区画整理組合

代表清算人　齊藤　博行

解散公告（第三回）

当社は、平成十三年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月十五日

佐賀県唐津市千代田町二五六八番地一七

唐津印刷有限会社

清算人　宮﨑　五郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区藤野六条四丁目六〇三番地二一、最後の住所札幌市南区藤野六条四丁目三三番五号　被相続人　亡　佐々木　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四番地一〇二レジディア大通公園三階　亀山・近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市盛岡駅前通四九番地、最後の住所岩手県盛岡市西仙北二丁目二三番五五号　被相続人　亡　田中　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

盛岡市内丸一六番一五号内丸ビル四階藤田法律事務所　相続財産管理人　藤田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県桶川市南一丁目三番、最後の住所埼玉県桶川市南一丁目三番一七号　被相続人　亡　根岸　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号浦和大熊ビル四階　尾崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区岩戸町一六番地、最後の住所千葉県習志野市谷津三丁目一番四三―八〇八号　被相続人　亡　山中　元夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル八階　藤代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市中央林間二丁目九番、最後の住所東京都杉並区天沼三丁目三四番三七号コープ野村荻窪三〇六　被相続人　亡　木山　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ルーデンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡美野里町大字柴高一〇〇七番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中山　庄司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所東京都豊島区南池袋一丁目一二番七号

相続財産管理人　加藤　新

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区本町通十番町一八五三番地、最後の住所新潟市秋葉区東島一七六番地七三　被相続人　亡　田辺　忠榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区堀ノ内三丁目一八五番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市西二丁目一〇番二七号Ｆ・Ｉ・Ｓ上福岡　被相続人　亡　相川日出夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所東京都渋谷区渋谷二丁目一七番二号太陽生命渋谷ビル四階熊谷章法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊谷　章